

利用の心得

1. 利用の範囲

信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター(以下センターという)のステーションは、次に該当する活動を行う場合に利用できます。

- 信州大学及び他大学、専門学校等のカリキュラムに明記された教育活動(実習・講義等の教育活動、研究活動等)
- センター長が適当と認めた調査・研究活動
- センター長が適当と認めた研修、開放事業などの教育活動

2. 利用者の範囲

ステーション及び宿泊施設は、次のいずれかに該当する方が利用できます。

- 各ステーション又はその周辺(以下「各ステーション等」という)で前項の活動を行う教職員及び学生
- 各ステーション等において前項の活動を行う大学及び研究機関等に属する教職員及び学生
- その他、センター長が特に認めた者

3. 利用許可について

- ・施設の利用にあたっては、「利用の心得」、「宿泊施設使用心得」(別紙)を必読し、遵守してください。
- ・申請内容についての審査をおこなったうえで、許可・不許可・利用条件などを通知します。
- ・利用状況や申請内容によっては許可できない場合や、許可を取り消す場合もありますので、ご了承ください。

- 1) 利用者が意図的に誤った利用申請をしたとき。
- 2) 利用者が「利用の心得」または「宿泊施設使用心得」(別紙)に規定する事項に違反したとき。
- 3) 前号に規定するほか、センター長が利用を適当でないと判断したとき。

- ・利用者が施設利用について思わしくない行為をおこなった場合、また、センターの運営に支障をきたすと判断される場合は、利用許可を取消、利用を中止することがあります。

4. 利用上の心得

ご利用にあたり、利用者は以下項目を遵守してください。

5. 利用上の注意

動植物の採取、地形の変更及び機械、施設等の設置を行う場合は、事前の申請が必要となりますので、利用申請書に必要事項を記入し許可を受けてください。

●動植物の採取について

1. 野生動物等に餌を与えるなどの行動をしないでください。
2. 外部から動植物類や微生物等を許可なく持ち込まないでください。

●林道の通行、調査区の設置、地形の変更等について

1. 調査区を設定する場合は、場所を明記した地図を利用申請書とともに提出してください。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、調査区の設定を許可しない場合があります。
 - 1) 他の研究目的で調査観測や森林管理が行われている場所
 - 2) 建物周辺や林道沿いなど日常的に保守管理作業を行っている場所
 - 3) 周辺の環境に対する影響が大きいと判断される場合
 - 4) 調査区の設定が長期間(数年以上)にわたる場合
3. 化学物質や危険物を使用する場合は、種類と量に拘わらず利用計画書に明記してください。
4. 調査終了後は使用済の機材やゴミ等をすみやかに撤去し、環境の保全に十分配慮してください。
5. 調査区の管理は原則として利用者の責任となります。
6. 調査区には利用代表者名を明記した標識を設置してください。

6. 施設・整備等の利用について

当センターでは一部利用可能な施設・設備があります。ホームページに記載している各ステーションの紹介をご参照いただき、事前にご相談ください。

1. 施設・設備等の利用を希望する場合は、事前の申請が必要となりますので、利用申請書に必要事項を記載し許可を受けてください。
2. 施設・設備の使用については職員の指示に従ってください。

3. 実験試薬等の消耗品費は利用者の負担とします。
4. 多量のコピーや通話料、光熱水料等が必要な場合は、事前に当センターにお問い合わせください。

7. 圃場・飼育動物の利用について

圃場・飼育動物の利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

1. 圃場・飼育動物の利用を希望する場合は、事前の申請が必要となりますので、利用申請書に必要事項を記載し許可を受けてください。
2. 前項の圃場の利用について、作付は年度計画を作成する為、原則として利用希望の前年度 2 月までに申請してください。
3. 前項の圃場・飼育動物の利用について、その状態により利用できない場合があります。

8. 機器等の設置について

1. 機器等の設置を行う場合は、あらかじめ利用申請書に記載し当センターへ申請してください。
2. 機械等を設置する時は、設置者・設置期間を明記した標識をつけるとともに、設置期間が終了した場合はすみやかに撤去してください。

9. 職員による補助(現地案内、各種車両・各種器具を用いた現場作業の補助等)

1. センター技術職員による補助を希望する場合は、あらかじめ利用申請書に記載し当センターへ申請してください。
2. 前項の補助について、利用時期や内容により、補助ができない場合があります。

10. 利用箇所の復旧・回復について

- ・当センター利用後は、直ちに利用箇所を原状に復旧・回復を行ってください。
- ・施設設備後は、清掃し、使用前の状態に戻してください。

11. 利用の報告

- ・当センターの施設やフィールドを利用して行った研究の成果を発表した場合は、その内容に関する報告を、当センターに提出してください。
- ・博士論文、著書あるいは学術雑誌等で研究成果を発表した場合は、その別刷りなどの成果品を一部ご提出ください。

12. 事故防止と安全の確保

- ・利用される際には、火災その他事故の防止に努めるとともに、保険に加入するなど対策を講じてください。
- ・危険回避のため、職員から指示がある場合は従ってください。
- ・当センターはその責に帰さない自由により、利用に伴う事故、災害等が発生した時は、その損害の賠償の責を負いません。
- ・事故等が発生した場合は速やかに当センターへご連絡ください。

13. 賠償責任

利用者が、故意または重大な過失によりセンターの林地、立木、動植物、建物、施設設備及び備品等に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。